国会事項

衆議院

質問書提出

五月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日米首脳会談と日米共同声明に関する質問主意書（辻元清美提出）

いわゆる袴田事件に関する第三回質問主意書（鈴木貫子提出）

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貫子提出）

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貫子提出）

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解を問う質問主意書に対する同内閣の回答ぶりに関する質問主意書（鈴木貫子提出）

参議院

質問主意書提出

五月一日議員から次の質問主意書が提出された。

集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八八号）

原子力発電所の耐震安全性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八九号）

原子力発電所の安全審査に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九〇号）

犬猫殺処分に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第九一号）

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　稲田　朋美

総務大臣新藤義孝帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　稲田　朋美

内閣府特命担当大臣新藤義孝帰朝につき内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域担当及び地方分権改革担当）事務代理を免ずる

○国土交通大臣臨時代理解職

同　林　芳正

国土交通大臣太田昭宏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上四月三十日）

（仙台高等裁判所判事）判事　大川　隆男

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（八王子簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　廣田　民生

願に依り本官を免ずる（以上五月一日）

官庁報告

官庁事項

国土交通省防災業務計画の改正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を改正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年５月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省防災業務計画の改正要旨

一　改正の目的

平成26年１月の防災基本計画の改正を受け、所要の改正を行った。

二　改正年月日

平成26年４月１日

三　改正の要旨

防災基本計画の改正に基づき、市町村に代わる応急措置の実施、地方公共団体に代わる工事及び都市計画の決定等を行うことを追記。

国土交通省所管法令改正に基づき、施設管理者による避難確保計画や浸水防止計画作成の際の助言及び情報提供の実施、道路の占用の禁止又は制限、緊急確保航路の航路啓開の実施を追記。

南海トラフ巨大地震対策計画及び首都直下地震対策計画に基づき、電子防災情報システムの活用、基幹的広域防災拠点の機能強化を図るための訓練、急傾斜地崩壊防止施設等に緊急避難階段の設置等の実施を追記。その他国土交通省の方針・計画・ガイドライン等に基づく変更等について所要の改正を行った。

北海道開発局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年５月７日

北海道開発局長　澤田　和宏

1　河川の名称　十勝川水系十勝川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成26年５月７日

3　廃川敷地等の位置

北海道上川郡新得町字屈足東１線７番１地先から同字東１線11番２地先まで（右岸）

北海道上川郡清水町字熊牛618番３から同字151番４地先まで（左岸）

4　廃川敷地等の種類及び数量

土地　291,867.07平方メートル

法務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人櫻井康夫は願により公証人を免ぜられた。

伊東一廣は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人櫻井康夫の後任を命ぜられた。（以上四月十日）（法務省）

国家試験

平成26年普及指導員資格試験（公告）

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、平成26年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成26年５月７日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

1　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1)　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2)　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア

次表の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

イ　審査課題イ

次表の右欄に掲げる項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

ウ　審査課題ウ

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

審査課題ア（必須項目）	審査課題イ（選択項目）
農業概論 （食料・農業・農村をめぐる情勢 食料・農業・農村に関する政策 農業技術・経営及び農村生活に関する知識 知的財産権に関する知識）	作物 園芸 畜産 土壌及び肥料 植物保護